○東北地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙北市田沢湖生保内字船場向三一番一から同市田沢湖刺巻字刺巻一〇五番二まで	前	二〇・七五～二八・九二メートル　〇・〇三七キロメートル
	後	二〇・七五～二九・八六メートル　〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十六号	仙北市田沢湖生保内字船場向無番から同市田沢湖刺巻字刺巻一〇五番二まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月二十九日

○東北地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市上町一番二から同市大町六十三番一まで	前	四〇・〇〇～四〇・六〇メートル　〇・〇六〇キロメートル
	後	四〇・〇〇～四五・三〇メートル　〇・〇六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	福島市上町一番二から同市大町六十三番一まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月二十九日

○中国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号及び百八十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
益田市安富町一三〇七番一から同市安富町三八二番五まで	前	一二・〇〇～一二・〇〇メートル　〇・二四六キロメートル
	後	一三・〇〇～二六・四〇メートル　〇・二四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号及び百八十七号	益田市安富町一三〇七番一から同市安富町三八二番五まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月二十九日

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	廿日市市宮島口一丁目九〇八六番一地内	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月二十九日

○九州地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九号	筑後市大字熊野字野中二七三番二から同市大字熊野字野中二七七番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
〃	筑後市大字尾島字船小屋一八七番二から同市大字尾島字船小屋一九一番一まで	〃

供用開始の期日　平成三十年六月二十九日